



事務所通信

2026 January

vol.
54

令和8年1月

第54号

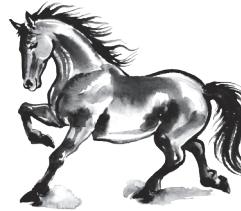
発行：加納税務会計事務所

事務所HP



謹賀新年

皆さま、明けましておめでとうございます
本年も何卒宜しくお願ひ致します



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

凡事徹底

昨年のプロ野球界では、藤川球児監督が率いる阪神タイガースが圧倒的な差をつけ、2年ぶりにセントラルリーグ優勝に輝きました。残念ながら日本シリーズでは福岡ソフトバンクホークスの巨大戦力に太刀打ちできず、あっさり敗退してしまいましたが、藤川監督のマネジメントが各所で光り、指導者経験が無い不安を一蹴してリーグ優勝に導いた手腕は見事でした。では何か特別なことを行ったかと言えばそうではなく、チーム全体に求めたのは「基本プレーの徹底」と「コンディショニングに対する最大限のケア」でした。具体的には、打撃であれば「ボール球を振らない」「バント(犠打)を確実に成功させる」、守備であれば「取れるアウトは確実にアウトにする」、投球であれば「余計な四球を出さない」などでした。その結果、打者の四球数、犠打数はリーグ最高、チームのエラー数、投手の与四球数はリーグ最少を記録しました。正に「凡事徹底（日々の小さなこと、当たり前と思われることを徹底的にやり抜く）」を地で行くような戦いをして、勝ちを積み上げていったのです。

そんな当たり前と思われることは誰もが出来るため、普通に考えればそんなに差が付かない様にも思いますが、実はそうでは無いのです。人間は基本的に「楽したい」という本能があるため、簡単なことは手抜きをしてしまいがちなのです。しかし当たり前のことである分、出来ていないときはそれが致命傷になります。それゆえビジネスの場において「凡事徹底」は重視されており、品質向上や効率的な作業を促進する基盤となっております。

ところで、ビジネスシーンで凡事徹底すべき事項と言えば「毎日の挨拶」「整理整頓」「時間厳守」「メ

ールの迅速・丁寧な返信」などが挙げられますよね。当然ながら当事務所でも意識して取り組んで参りましたが、昨年とあるお客様よりお叱りを受けました。それは決算でのやりとりのことでしたが、税務上難しい論点があったため当事務所スタッフが説明したものの、お客様の理解を得られず平行線の状況が続きました。途中から私も入って話を進め、上手く進行していかない状況をお詫びしたのですが、お客様からは「税務的な複雑さは理解しているが、スタッフから送られてきたファイルの誤添付や誤字の多さ、質問したことに対する未回答についてどうにかならないか」とご指摘を受けたのでした。正に凡事徹底が出来ていない状況を目の当たりにし、大変ショックでした。その一方、私もスタッフの行動に対し本来であれば注意すべき点を、内部のことだからとして不問にしていたことが何度かあったことを改めて認識しました。その後緊急ミーティングを開き、私も含めスタッフ一同過去の行動を反省し、今後二度と同様のクレームが来ない様、改めて「凡事徹底」に努めることを誓いました。

その指針として、お客様が当事務所に期待していることは「正確でスピーディーな記帳、申告書の作成」「納得できる納税額の説明」「事業発展の為の積極的な提案・提言」であることを認識し、その期待に応えるため「入力のスピードアップ」「税務会計の豊富な知識の習得」「説明のスキルアップ」「物事の本質を見抜く脳力」を磨いて参ります。また「少ない質問回数で」「分かりやすい言葉で質問、依頼事項を投げ」「回答が来たら迅速に対応し」「お客様の言わんとしていることを読み取る」よう、お客様に最大限配慮した行動をとって参ります。



今月対応が必要な事項をリマインドします

1 5月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、1月末までに中間納税をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思いますので、**2/2（月）**までに納付の対応をお願い致します。

納税が必要かどうか分からぬ方は当事務所までお問い合わせ下さい。

法人税・地方法人税については国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和6年5月より廃止となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、その際納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。

2 年末調整で確定した源泉所得税は1/20（火）までに納税をしなければなりません。

→源泉所得税納付書を**1/10（土）**過ぎにお送り致しますので、**1/20（火）**までに納付の対応をお願い致します。なお納付税額が無い場合は個別にご連絡致します。

3 事業者は法定調書合計表を1月末までに税務署に提出しなければなりません。

→作成のために、令和7年中の「事務所等の家賃等の支払額」「外注等への支払額及び源泉徴収税額」の情報が必要となります。これらの情報と「賃貸人の氏名、住所」「外注業者（個人のみで結構です）の氏名、住所」を**1/16（金）**までに加納税務会計事務所にお送り（メールでも結構です）下さい。

4 事業者のうち取得価額が10万円以上の固定資産を合計150万円以上所有されている場合、1月末までに償却資産税申告書を事務所が所在する役所・役場（東京23区の場合は管轄の都税事務所）に提出をしなければなりません。

→決算終了後から昨年末までに固定資産を取得した場合は、「取得日」「取得価額」「請求明細書・領収書等」を**1/16（金）**までに加納税務会計事務所にお送り（メールでも結構です）下さい。

Introduction

当事務所のお客様をご紹介します

株式会社ゆずプラス

<https://www.yuzuplus.co.jp/>

京都府京都市南区吉祥院中島町30-13



株式会社ゆずプラスは、メタバースを活用し、教育・福祉・自治体 DX・地域共創の課題解決を支援する企画開発会社です。不登校支援プログラム「ぶいきゃん」等の運営知見を基に、産学官連携で、プログラム設計、VR空間制作、運営伴走、効果検証まで一気通貫で提供し、社会実装を推進します。

不登校、教育、福祉、自治体 DX、AI の推進でお困りの方、又は事業でメタバースを活用したいと検討されている方、当社がご支援致しますので是非ご連絡下さい。

※掲載ご希望の方は加納までご連絡下さい。

年収の壁・チェックリスト

2025年(令和7年)の税制改正により、長年意識されてきた「103万円の壁」をはじめとする各種ボーダーラインが大きく見直されました。人手不足の解消や就業調整の緩和を目的とした今回の改正により、私たちはどのように働き方を見直すべきでしょうか。最新の「年収の壁」を金額順に解説します。

1. 【110万円の壁】住民税の課税ライン

年給与収入 110万円(※令和7年分までは 100万円)は、住民税が課されるボーダーラインです。今回の改正で住民税の給与所得控除の最低額が 55万円から 65万円に引き上げられたため、従来の「100万円の壁」から「110万円の壁」へ変更されました。

内容:給与収入が 110万円以下の場合、所得が 45万円以下(110万-65万)となり、所得割がかかりません。

注意:自治体により均等割の非課税基準が異なる場合があります。

2. 【150万円・188万円の壁】大学生世代の子を持つ世帯

19歳以上 23歳未満の特定親族(大学生年代など)に関する壁です。

150万円の壁:年給与収入 150万円を超えると、世帯主が受けられる「特定親族特別控除(満額 63万円)」が段階的に減り始めます。

188万円の壁:年給与収入が 188万円を超えると、特定親族特別控除が完全に適用されなくなります。

3. 【160万円の壁】2025年からの「実質的な非課税ライン」

今回の改正で最も注目されている新たな壁です。

所得税の非課税:合計所得金額 200万円以下の納税者に限り、基礎控除が最大 95万円まで拡大されます。これに給与所得控除 65万円を合わせると、年給与収入 160万円まで所得税が課されなくなります。

配偶者特別控除の満額ライン:世帯主の所得から差し引ける「配偶者特別控除」を、最高額の 38万円で受けられる上限額も年給与収入 160万円まで拡大されました。

影響:160万円を 1円でも超えると、本人の所得税が発生し始めるとともに、配偶者特別控除の額が段階的に減少します。

4. 【201万円の壁】配偶者特別控除の終了ライン

配偶者の年給与収入が 201.6万円を超えると、世帯主は「配偶者特別控除」を一切受けることができなくなります。税制上の扶養メリットが完全に消失する最終的な境界線です。

まとめ

2025年以降は、本人の所得税については「160万円」まで意識せずに働ける環境が整いました。ただし、住民税の「110万円」や、社会保険の壁(106万・130万)は依然として存在します。世帯全体の手取りを最大化するためには、税制と社会保険の両面から働き方を検討することが重要です。また 12/19 に発表された与党税制改正大綱では、年収の壁が 178万円まで引き上げられることが盛り込まれており、更なる改正が見込まれます。国民には今後の税制改正に注視しながら、働き方の見直しが求められていると言っても良いかもしれません。

Topics

税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介

① 令和8年1月1日から、「下請法」が改正され、「中小受託取引適正化法（通称：取適法）」として新たに施行されます

取適法の施行により、適用対象が従来の製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託に加え、新たに「特定運送委託」が追加されるなど事業者や取引の範囲が拡大され、中小受託取引の公正化と受託側の中小企業の利益保護が強化されます。主な改正事項は以下の通りです。

- ・運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）
- ・従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）
- ・手形払等の禁止（支払遅延に該当）
- ・面的執行の強化（事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与）

これにより委託事業者は「発注内容等の明示」「取引記録の作成・保存」「支払期日の設定」「遅延利息の支払い」の4つの義務を遵守する必要があります。

また委託事業者が正当な理由なく行う以下の11項目の行為が禁止されます。

- | | | |
|-------------|----------------------|---------------------|
| ・受領拒否の禁止 | ・買いたたきの禁止 | ・不当な経済上の利益の提供要請の禁止 |
| ・代金の支払遅延の禁止 | ・購入・利用強制の禁止 | ・不当な給付内容の変更・やり直しの禁止 |
| ・代金の減額の禁止 | ・報復措置の禁止 | ・協議に応じない一方的な代金決定の禁止 |
| ・返品の禁止 | ・有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 | |

例えば、これまで多くの企業では下請事業者（売手）との間で合意のうえ、代金振込時に手数料を差し引く形で支払いを行なってきましたが、改正後は合意の有無にかかわらず、振込手数料を代金から差し引くことが違法になります。

今後、取適法適用対象事業者が委託事業者との取引で、「価格協議に応じてもらえない」「代金が全然支払われない」など、取適法に違反しているのではと思ったときは、公正取引委員会の相談窓口にご相談ください。

フリーダイヤル：0120-060-110

【受付時間】10:00から17:00（土日祝日・年末年始を除く）



公正取引委員会 取適法特設ページ https://www.jftc.go.jp/toriteki_2025/

② 最新の国・東京都の主な支援施策（補助金・助成金）は下記URLにてご確認できます

https://www.tokyo-cci.or.jp/measures_info/



<https://www.facebook.com/kanoutax/>



<https://twitter.com/kanoutaxoffce>

